

第78号議案

島根県立農業大学校条例の一部を改正する条例

島根県立農業大学校条例（昭和57年島根県条例第33号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

島根県立農林大学校条例

第1条中「島根県立農業大学校」を「島根県立農林大学校」に改める。

第2条中「農業を」を「農林業を」に、「農村地域」を「農山村地域」に、「農業者等」を「農林業者等」に、「農業の」を「農林業の」に、「農村社会」を「農山村社会」に、「島根県立農業大学校」を「島根県立農林大学校」に改める。

第4条第2項中「農業者等」を「農林業者等」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

2 職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和46年島根県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項、第10条第1項第1号、第11条第1項第9号及び第37条第1項第1号中「農業大学校」を「農林大学校」に改める。

（貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部改正）

3 貸付金の返還債務の免除に関する条例（昭和59年島根県条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条の表島根県立農業大学校奨学金の項中「島根県立農業大学校奨学金」を「島根県立農林大学校奨学金」に、「、島根県立農業大学校」を「、島根県立農林大学校」に改める。

(貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4 この条例の施行の日前に貸付けの決定を行った前項の規定による改正前の貸付金の返還債務の免除に関する条例の規定による島根県立農業大学校奨学金については、なお従前の例による。